

中部学生バドミントン連盟北信越支部規約

資料

8

【第 1 章】 名称組織及び本部

第 1 条 本連盟は、中部学生バドミントン連盟北信越支部と称す。

第 2 条 中部学生バドミントン連盟北信越支部は中部学生バドミントン連盟加盟校(新潟県
富山県、石川県、福井県、長野県)を以って組織する。

第 3 条 本連盟は、本部を石川県内(北信越支部委員長宅)に置く。

第 4 条 本連盟は、全日本学生バドミントン競技の団体として、(公財)日本バドミントン協会に加盟する。

【第 2 章】 目的及び事業

第 5 条 本連盟は、北信越学生団体の中枢機関となりバドミントンの健全なる普及発展を図り、併せて学生体位の向上並びに運動精神の培養を期し学生間の親善に寄与する目的としている。

第 6 条 本連盟は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 北信越大学バドミントン選手権大会
2. 北信越学生バドミントン選手権大会
3. 北信越学生新人バドミントン選手権大会 or 北信越学生バドミントン新人選手権大会
4. その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

【第 3 章】 経費及び会計

第 7 条 本連盟の経費は登録費、寄付金、補助金その他の収入を以ってこれに充つ（登録の額については別に定める）。

第 8 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日を以って終了する。

【第 4 章】 役員

第 9 条 本連盟は下記の役員を置く

1. 会長 1 名
2. 委員長 1 名
3. 副委員長 2 名
4. 会計委員 1 名ないし 2 名
5. 委員 各校 1 名ないし 2 名
6. 監事 1 名

第 10 条 会長は委員会において推薦する。

第 11 条 会長は本連盟を統括する。

第 12 条 委員長は委員会に於いて互選し、会長はこれを任命する。

第 13 条 副委員長 2 名は委員会に於いて互選し、会長はこれを任命する。

第 14 条 委員が各加盟大学に於いて 1 名ないし 2 名推薦してその任務にあたる。

第 15 条 委員は本連盟を代表し、事務を司る。

第 16 条 副委員長は委員長を補佐し、委員長の事故ある時はその職務を代行する。

第 17 条 会計委員、監事は会長が任命する。

第 18 条 役員の任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。

第 19 条 本連盟は必要に応じて委員会の議決を経て顧問及び参与をおくことができる。

【第 5 章】 機関

第 20 条 委員会は会長、委員長、副委員長、各委員、会計員、監事、顧問及び参与を以て構成し、最高議決機関とする。

第 21 条 委員会は下の職務を遂行する。

1. 事務並びに収支決算報告
3. 規約の改正
2. 予算編成並びに事業計画
4. その他

第 22 条 委員会は必要により会長又は委員長が招集する。

第 23 条 本連盟の機関は構成員の 3 分の 1 以上の出席をもって構成し、その決議は出席者の 3 分の 1 以上の賛成を必要とし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

【第 6 章】 加盟及び登録

第 24 条 本連盟に加盟せんとするものは所属団体別に所属者の登録を要する。登録名簿には大学所在地、主将、住所、氏名、年齢、学年度、生年月日が記入されていなければならない。

第 25 条 登録は毎年始めに行い、変更のある時は追時届出を要する。

第 26 条 登録単位は各大学を 1 単位とし男女それぞれ別個の登録名簿を作成する。

第 27 条 本連盟に登録し正規の在学年度にある者(医学部は 6 年以内)は本連盟の主催する競技会に参加することができる。

【第 7 章】 記録

第 28 条 本連盟は次の書類並びに記録を作成する。

1. 委員会に関する議事録
4. 本連盟主催の各種大会の競技記録
2. 予算及び決算書
5. その他本連盟に必要な記録
3. 毎年度に於ける登録団体名簿、役員名簿

【第 8 章】 附則

第 29 条 1. この規約は令和 6 年 4 月 1 日に制定し、令和 6 年 4 月 1 日より有効とする。